

# 入札説明書

奈良県立橿原考古学研究所  
複写機借入及び複写サービス契約①  
複写機借入及び複写サービス契約②

令和6年2月

奈良県立橿原考古学研究所

# 入札説明書

奈良県が提供を受ける役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。  
この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記5の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

## 1 公告日 令和6年2月21日(水)

## 2 競争入札に付する調達の内容

### (1) 入札の名称

奈良県立橿原考古学研究所複写機借入及び複写サービス契約①

奈良県立橿原考古学研究所複写機借入及び複写サービス契約②

### (2) 入札物件の数量及び特質

奈良県立橿原考古学研究所複写機借入及び複写サービス契約① 1台

奈良県立橿原考古学研究所複写機借入及び複写サービス契約② 1台

### (3) 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### (4) 設置場所

奈良県立橿原考古学研究所調査課他

(詳細は別添入札仕様書のとおり)

### (5) その他詳細については、別添仕様書のとおり

## 3 入札方法

入札は、1枚当たりの単価(小数点以下2桁まで記載)で行います。単価は、賃貸借料、複写サービス料、納入、保守点検に要する費用及び諸経費等も含めた総額とします。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 4 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目「B1」の「オフィス用品」及び「O1」の「賃貸業務」で登録をしている者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) この公告に示した入札仕様書で示す複写サービスを提供できる機器を確実に納入でき、かつ、当該機器に関し、迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを確約できる者であること。

## 5 入札書の場所及び日時等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒634-0065 橿原市畝傍町1  
奈良県立橿原考古学研究所 総務課 総務係  
電話(直通) 0744-24-1101  
この競争に関する質問の受付は、令和6年3月1日(金)午後5時までとします。  
(別紙質疑書により、FAXで送信してください。FAX(0744-24-6747))
- (2) 契約を担当する課の名称  
奈良県立橿原考古学研究所 総務課
- (3) 入札の日時及び場所  
令和6年3月13日(水) 午前10時  
奈良県立橿原考古学研究所 研修室
- (4) 入札回数  
2回を限度とします。  
1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合があります。
- (5) 郵便による入札  
ア 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「奈良県立橿原考古学研究所複写機借入及び複写サービス契約に係る入札書」と朱書して、令和6年3月12日(火)午後5時までに到着するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)入札に係る入札書と再度(2回目)入札に係る入札書の郵便を認めるものとします。  
イ 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書(又は再度入札辞退を含む)を別々に封緘し、封書の表面に「奈良県立橿原考古学研究所複写機借入及び複写サービス契約①に係る入札書(初度入札)」および「奈良県立橿原考古学研究所複写機借入及び複写サービス契約①に係る入札書(再度入札)」(又は「再度入札辞退」)、「奈良県立橿原考古学研究所複写機借入及び複写サービス契約②に係る入札書(初度入札)」および「奈良県立橿原考古学研究所複写機借入及び複写サービス契約②に係る入札書(再度入札)」(又は「再度入札辞退」)と各々朱書して、令和6年3月12日(火)午後5時までに到着するようにしてください。  
ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

## 6 入札者に要求される事項

### (1) 入札保証金

奈良県契約規則第4条によるものとします。

### (2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額(単価の場合にあつては、公告等で示した予定数量を乗じて得た金額。)の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書各号(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など)に該当する者であるときは、免除します。

### (3) 提出書類等

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4(4)を証明する必要な書類を次に示すとおり提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

#### ア 複写サービスを提供できる機器の適合規格確認について

上記4(4)の証明として、適合規格確認書(別紙1)を下記エで示す提出期日までに提出してください。

#### イ 納入(供給)証明について

上記アで示す適合規格確認を行う物品等が、確実に納入できるメーカーの納入(供給)証明書(別紙2、1部)又はメーカーの代理店証明(直近3ヶ月以内のもの、コピー不可)を、下記エで示す提出期日までに提出してください。

#### ウ 保守(アフターサービス)に関する確約について

上記アで示す物品等を、契約履行後は迅速なアフターサービスの体制が整備されていると認められる書類(その具体的方策等を明記した確約書、別紙3)を、下記エで示す提出期日までに提出してください。

エ ア、イ及びウの提出は持参又は郵送によるものとし、提出期日は令和6年3月5日(火)とします。郵送による場合は、書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「奈良県立橿原考古学研究所複写機借入及び複写サービス契約入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。

提出書類に基づき上記4(4)に該当すると認められ、かつ、上記4(1)から(3)の規定を満たす者を入札参加者とします。

上記4(4)に該当するかを含め入札に参加の可否を、令和6年3月7日(木)までにFAXにより通知します。

オ 入札者は、所定の入札書(別紙4)を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

- カ 代理人をもって入札する場合は、その委任状(別紙5)を入札と同時に提出してください。
- キ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- ク 確認書等の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。  
提出された確認書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。  
提出された確認書等は返却しません。

## 7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札  
代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

## 8 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく(特別の理由により必要があると認めるときは指定する日ま で)に契約を締結するものとします。  
従って、上記6(2)で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。
- (3) 契約を担当する課等と契約を締結するものとします。  
請求金額は、契約単価に使用した枚数を乗じた金額とし、1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てるものとします。
- (4) 翌年度以降において、落札者に支払うべき予算が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除する場合があります。

## 9 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、上記5(4)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 再度(2回目)の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

## 10 その他

- (1) 入札書の記入等については、「入札書記載例」を参考にしてください。
- (2) 設置場所までの配送及び設置等に係る費用は落札業者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (3) その他詳細については、別添仕様書のとおりです。